



市窓第 859 号
令和元年 7 月 24 日

神奈川県行政書士会
ご担当者様

横浜市市民局窓口サービス課長

戸籍・住民票の写し等の証明書専用用紙の変更について（通知）

平素より本市の市政運営に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市では、戸籍や住民票の写し、税の証明書などに利用している証明書専用用紙（地紋紙）を変更いたしますので、関係部署や各機関等へ御周知のほど、よろしくお願ひいたします。

1 変更後の用紙

別添お知らせのとおり

2 変更年月日

令和元年 9 月 2 日（月）から使用いたします。

3 対象となる証明書

戸籍関係証明書、住民基本台帳関係証明書、印鑑登録証明書、税関係証明書

※マイナンバーカードによるコンビニ交付の用紙は対象外です。

横浜市市民局窓口サービス課 間島
電話 045-671-2176 FAX045-664-5295
sh-madoguchi@city.yokohama.jp

横浜市からのお知らせ

証明書専用用紙(地紋紙)を変更します

- ・戸籍全部事項証明書
- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・課税証明書
- ・納税証明書

などの証明書で使用している、証明書専用用紙(地紋紙)については、令和元年9月2日(月)から次のとおり新しくなります。



見本

ピンクの用紙から、

ブルーの用紙に変わります。

従来の用紙と同様に、コピー

したのものには「複写」「COPY」

と印字されます。

注意 横浜市では平成29年1月23日からマイナンバーカードによる各種証明書のコンビニ交付サービスを実施しています。こちらの用紙については変更ありません(用紙は白色のままです)のでご注意ください。

【発行元】

横浜市 市民局 窓口サービス課 窓口運営担当